

Custom AP Builder 使用許諾及び保守契約書(販売店様向け)

第1章 総則

第1条 (適用)

1. この契約は、株式会社OSK（以下「弊社」といいます。）の商品を販売されるお客様（以下「お客様」といいます。）が弊社の著作権保有物であるソフトウェアのCustom AP Builder（コンピュータープログラムおよびこれを記録した記録媒体、ならびにマニュアルなどの印刷物、これらの電子文書を含みます。以下、これらを総称して「本ソフトウェア」といいます。）を取り扱う際の、お客様と弊社との一切の關係に適用される法的な拘束力を有するものです。Custom AP Builder以外のソフトウェアにかかる使用許諾は別途定めるものとします。
2. お客様が弊社に対し、弊社所定の手続きにより「Custom AP Builder使用許諾及び保守申込書」（以下「申込書」といいます。）を提出した場合、弊社はお客様に対し、この契約の条項に基づいて本ソフトウェアの使用を許諾し、付帯する保守サービス（以下「保守サービス」といいます。）を提供します。
3. この契約は、お客様が弊社に対して申込書を提出することにより申し込みを行い、弊社が当該申込書を受理したうえでお客様に対して「Custom AP Builder使用許諾及び保守登録確認書」（以下「登録確認書」といいます。）を送付することにより受諾し、当該送付した時をもって成立したものとみなされます。
4. お客様が弊社に申込書を提出したとき、お客様は本ソフトウェアの仕様を理解し、およびこの契約のすべての条項に同意したものとみなします。お客様がこの契約のすべての条項に同意しない場合、本ソフトウェアの使用許諾および保守サービスを受けることはできないものとします。
5. お客様は、この契約書および登録確認書を本ソフトウェアの使用許諾および保守サービスについての証明としてマスターディスクとともに保管するものとします。
6. お客様および弊社は、この契約の最新版が本ソフトウェアの使用および保守サービスに適用されることに同意し、これに供するために、弊社はこの契約書の最新版を次の掲示によって閲覧できるように公開して最新のものに更新し、またお客様はこれを適宜参照し確認するものとします。

<https://www.kk-osk.co.jp/eula/index.html>

第2章 使用許諾条件

第2条 (使用の許諾)

1. 弊社はお客様に対して、この契約に基づき、本ソフトウェアに関する次の権利を許諾します。
 - (1) お客様は、本ソフトウェアを稼働させるうえで、弊社が認める必要最小限の数のサーバーに本ソフトウェアをインストールして使用することができます。
 - (2) 複数のユーザーによる本ソフトウェアの使用が許諾されている場合、本ソフトウェアは、使用を許諾された数を上限とした数のユーザーが、RAM等のコンピュータの一時メモリに読み出して使用することができます。
 - (3) サーバーにアクセスする特定の個人の数によってライセンス数がカウントされる場合であって、使用を許諾された数を超えたユーザーが本ソフトウェアを使用するとき、お客様は、当該使用を許諾された数を超えたユーザー数分のライセンスを別途購入する必要があります。
 - (4) サーバーに同時にアクセスするユーザーの数によってライセンス数がカウントされる場合、使用を許諾された数を超えたユーザーが、本ソフトウェアを同時に使用することはできません。
2. 弊社は、お客様に対して、本ソフトウェアを使用してお客様の顧客等に提供するシステムを開発することを許諾します。当該開発に際してお客様が開発する旨を弊社へ通知する義務はなく、また本ソフ

トウェアをお客様が自社で使用するシステムの開発に使用するとき、別途弊社と契約するものとします。

第3条（著作権）

1. 本ソフトウェアの著作権は、弊社またはその許諾者に帰属し、日本国著作権法ならびにその他の関連して適用される法律および国際条約により保護されており、お客様は、本ソフトウェアを複製することはできません。
2. 本ソフトウェアが、物理的な記録媒体によらずに電磁的方式のみにより提供されている場合、バックアップおよび保存用の目的に限り本ソフトウェアのプログラムについて複製物を1部のみ作成することができます。
3. 本ソフトウェアのマニュアル等の著作物、商標、本ソフトウェア開発元または供給元としての弊社または販売店（お客様が弊社から二次以降の販売店である場合のお客様と弊社の間販売店を含み、以下同様とします。）の名称等を公開する場合は、当該公開の可否、公開する際の表示内容、表示方法、表示場所等についてあらかじめ弊社の了解を得るものとします。

第4条（禁止事項）

1. お客様は、対価の有無を問わず、弊社の許可（事前の書面（電子メールによるものを含みます。）によるものをいいます。以下同様とします。）なく本ソフトウェア（複製物を含みます。）のお客様および弊社以外の第三者（以下「第三者」といいます。）への譲渡、貸与、またはこれに類すること（本ソフトウェアのレンタル、リースおよび本ソフトウェアを使用した商業的サービスの提供を含みます。）を行うことはできません。
2. お客様は、逆アセンブルおよび逆コンパイルを含め、いかなる方法によっても本ソフトウェアの改変および解析などを行うことはできません。
3. 本ソフトウェアが複数モジュールで構成される場合、お客様は、弊社の許可なく、各モジュールを分割して使用することはできません。
4. お客様は、本ソフトウェアを使用することにより、弊社が著作権等の権利を有する製品（以下「弊社の製品」といいます。）をカスタマイズした場合、弊社の許可なく、お客様の関連会社、取引先その他の第三者に対し、当該弊社の製品の使用を許諾することはできません。

第5条（弊社の製品のテーブル情報等の使用について）

お客様が本ソフトウェアを使用することにより弊社の製品のテーブル情報等を知り得た場合、本ソフトウェアを通じて知り得る以上の情報を必要とするときは、お客様は、別途弊社と契約するものとします。

第6条（使用責任）

1. お客様は、本ソフトウェアを使用するときは、本ソフトウェアの選択、導入、管理、適用、利用、効果および影響等に関するすべての責任を負うものとし、また本ソフトウェアの使用によって得られる結果および成果物における正確性、信頼性、安全性、実用性、有効性、その他の影響を自ら確認し、これらに関して弊社に何ら責を課さないものとします。
2. お客様が本ソフトウェアにより提供される更新その他の機能を使用し、本ソフトウェアにおいて利用可能なファイル、またはデータ等を更新する場合、および第三者について同様の所作を為す場合も前項を適用または準用するものとします。

第7条（保証等）

1. 弊社は、本ソフトウェアに次条によるものを除く欠陥（本ソフトウェアについて弊社の定める仕様書、マニュアルまたはこれに類するものの記述に対して本ソフトウェアの機能が十分でないことをいい、

以下同様とします。)が見つかった場合、欠陥を修正するか、欠陥を回避する方法を教示するか、本ソフトウェアを交換するか、お客様が本ソフトウェアの代金として弊社に支払った金額を返却して契約を終了するか等の方法から有効なものを選択して履行すること(物理的欠陥に関して次条に定めるものを含めて、以下「保証」といいます。)を行うものとします。いずれの方法を選択するかについては、弊社の判断に基づくものとし、当該選択にかかわらずお客様が自らまたは第三者のために本ソフトウェアを利用して作成したもの(コンピュータープログラムおよびこれを記録した記録媒体、ならびにマニュアルなどの印刷物、これらの電子文書を含みます。以下本項において「作成物」といいます。)、および作成物の使用、当該使用によって得られたものを含むすべての成果物の信頼性、安全性、実用性、または有効性、ならびに当該使用によって生じた不具合、影響、損失または損害(以下総称して「損害等」といいます。)について、一切賠償を含む責任を負わず、一切保証いたしません。

2. この契約書の定めは、口頭もしくは書面等の手段を問わず、または明示もしくは黙示を問わず、他のすべての保証に代わるものとし、この契約書の定めに基づく契約の解約または終了を除き、書面含む他のいかなるものおよび手段によっても、この契約書に定める保証に対して変更、削除、追加などを行うことはできません。
3. 弊社は、本ソフトウェアに欠陥が見つかった場合、次のいずれか1つ以上の方法を弊社の裁量により選択しお客様に通知のうえ適用するものとします。
 - (1) 欠陥を改修する。
 - (2) 欠陥を回避する方法をお客様に通知する。
 - (3) 開発資料等を交換する。
 - (4) お客様から開発資料等の返却およびお客様のコンピュータ等からの消去の完了報告(書面または電子メールによる任意の様式のもの。)を受けたうえで、お客様が支払った代金相当額を返却し契約を締結時に遡って解除する。
4. 本ソフトウェアの保証期限は、本ソフトウェアの製造中止後1年が経過する日、または第13条の定めに基づくこの契約書の有効期間の終了する日の、いずれか早く到来する日とします。
5. 前項の期限の日をもって、本ソフトウェアに関して弊社が保証を行う義務は滅消するものとします。
6. この契約書の条項に記載された保証を弊社が遂行する義務は、日本国内におけるお客様に対してのみ生じるものとします。

第8条(物理的欠陥についての保証)

1. 本ソフトウェアを記録した記録媒体の物理的欠陥によって本ソフトウェアが正常にインストールできなかった場合、または、製品マニュアルその他の印刷物が落丁・乱丁等により利用できない場合で、かつ弊社が当該印刷物のデータをお客様に提供していないとき、弊社がお客様に本ソフトウェアを納入した日から30日以内に限り、弊社の判断に基づいて全部または一部を良品と交換することができるものとします。
2. 前項に定める交換後の本ソフトウェアの物理的欠陥に関する保証期間は、当該交換品を納入した日から30日以内とします。交換後の本ソフトウェアについても、この契約書の各条項が適用されるものとし、以降の交換についても同様とします。
3. 本ソフトウェアを交換しても第1項の問題が解決できない場合、弊社は、お客様から本ソフトウェアの返却およびお客様のコンピュータ等からの消去の完了報告(書面または電子メールによる任意の様式のもの)を受けたうえで、お客様が支払った代金相当額を返却し契約を締結時に遡って解除することができるものとします。ただし、お客様が本ソフトウェアの領収書その他の購入を証明する書面を提示しない場合は、弊社の判断に基づく方法により対処することができるものとします。

第9条(保証の制限)

1. 弊社は、火災、地震その他の自然災害、第三者による行為、お客様の故意、過失、誤操作もしくはそ

の他本ソフトウェアのマニュアル、仕様書もしくはこれらに類するものに反する本ソフトウェアの使用、およびこの契約に反する使用によって生じた損害等について、一切保証しません。

2. 弊社は、お客様によるこの契約への違反に起因する事象、第7条および第8条に定める保証の対象に該当しないもの、および次のいずれか1つ以上に起因する本ソフトウェアに関する不具合について、一切責任を負いません。
 - (1) 本ソフトウェアが第三者のソフトウェアと組み合わせて使用等されたこと
 - (2) 本ソフトウェアが弊社の指定または許諾した環境以外で使用されたこと
 - (3) 本ソフトウェアが弊社以外の法人または個人等によって改変されたこと
 - (4) その他、弊社の責によらない事由によること
3. 弊社は、本ソフトウェアの使用、不使用または使用不能から生じた損害等について、一切保証しません。
4. 弊社は、本ソフトウェアに関し、その品質、性能、商品性および特定の目的に対する有用性、適合性を含むその他のことについて、一切保証しません。
5. 弊社は、本ソフトウェアが第三者の著作権、特許権、商標権その他の知的財産権を侵害していないことについて、一切保証しません。
6. 弊社は、弊社が保証していない動作環境、および本ソフトウェアのリリース日より後にリリースされたハードウェア、OS、ソフトウェア、その他の環境上での本ソフトウェアの動作について、一切保証しません。
7. 弊社は、この契約が終了した後（以下本項において「契約終了後」といいます。）のお客様および第三者への本ソフトウェアの影響、および本ソフトウェアが利用できないこと等による影響について何ら関知せず、契約終了後の移行または代替の措置、対処等について、一切保証しません。

第10条（システム情報使用に関する承諾）

お客様は、弊社が保守サービスを効率よく提供できるよう、お客様のシステム環境に関する情報を収集して使用することがあることを承諾するものとします。ただし、弊社は収集したお客様のシステム環境に関する情報について保守サービスを提供する目的以外に使用しないものとします。

第3章 保守サービス

第11条（保守サービスの内容）

保守サービスは、弊社がお客様に対して、前章に基づく使用許諾に付帯してこの契約に定める保証の範囲で提供するものであり、その内容は次のとおりとします。

- (1) アップデートサービス

本ソフトウェアの最新版（新製品を除きます。）がリリースされた場合、弊社は別途定めるところにより、無償にて、お客様に対し、当該最新版を提供します。

- (2) 破損媒体の交換

本ソフトウェアが物理的な記録媒体により提供されている場合であって、当該記録媒体の破損が生じたとき、お客様は、この契約の有効期間中、1年に1回に限り、別途定めるところにより、弊社に申請書および破損した記録媒体を提出したうえで、無償にて、本ソフトウェアの最新版との交換を受けることができます。

- (3) 災害発生時の媒体の再提供

本ソフトウェアが物理的な記録媒体により提供されている場合であって、災害（火災・地震・水害・落雷・破裂・爆発・風災・ひょう災・雪災をいいます。）により、当該記録媒体の破損が生じたとき、お客様は、この契約の有効期間中、1年に1回に限り、別途定めるところにより、弊社に申請書および被災の証明を提出したうえで、無償にて、本ソフトウェアの最新版の再提供を受け

ることができます。

第4章 一般規定

第12条（制限事項）

1. 弊社は、日本国内のみにおける本ソフトウェアの使用を許諾し保証し、本ソフトウェアおよび保守サービスを日本国内においてのみ提供するものとし、お客様は、日本国内でのみ、これらを利用することができるものとし、
2. 本ソフトウェアおよび保守サービスは日本語のみで提供します。
3. お客様は、本ソフトウェアおよび保守サービスの利用およびその結果（以下本号において「利用等」といいます。）についてすべての責任を負うものとし、当該利用等に伴う損害等について、弊社は一切責任を負いません。
4. 弊社は、天災地変、火災、公権力による命令処分、その他弊社の責に帰し得ない事由によるこの契約に関する履行遅滞、履行不能等について、弊社は免責されるものとし、

第13条（契約の有効期間）

1. この契約の有効期間は、登録確認書に記載された契約開始日から本条第3項、第4項、第20条第1項または第21条第2項の規定に基づいてこの契約が終了する日までとします。ただし、契約開始日から起算して8か月を経過する日まで、本条第3項の規定に基づくお客様による解約の申し出を行うことはできないものとし、
2. 契約開始日は、弊社がお客様からの申込書を受領した月の翌々月1日とします。ただし、お客様は、契約開始日より前であっても、登録確認書を受領後ただちに、この契約に定めるところに従って、本ソフトウェアを使用し、保守サービスを利用することができます。
3. お客様は、弊社所定の手続きにより3か月前までに弊社に申し出ることにより、契約開始日から起算して1年を経過する日以降、この契約を解約することができます。この場合、この契約は、弊社がお客様から解約の申し出を受領した日から3か月が経過する日が属する月の末日をもって終了するものとし、また、お客様は、弊社に対しすでに支払った料金の返還を請求できないものとし、この契約が終了する日までに支払期日を迎えるすべての料金を、当該期日までに弊社に対し支払うものとし、
4. この契約の有効期間中であっても、弊社は予告なく本ソフトウェアの使用許諾販売または保守サービスの提供を終了することができるものとし、この場合、事前にお客様に対し書面で通知することにより、当該通知をした日から3か月が経過する日が属する月の末日、または当該書面により定める日が属する月の末日のいずれか遅く到来する日をもって、この契約は終了するものとし、

第14条（契約料金）

1. お客様は、申込書に記載の支払方法により、次の契約料金を弊社に対して支払うものとし、
 - (1) 本ソフトウェアの媒体等、初期費用（購入時の支払い）
 - (2) 使用許諾料金、保守料金（月額）
2. 前項の支払方法が銀行口座への振り込みによるものである場合の振込手数料は、民法第485条に基づいて振り込みを行う者が負担するものとし、

第15条（契約料金等の変更）

1. 弊社は、経済情勢の変化その他の事由により、4か月前までにお客様に対し書面をもって通知することにより、前条第1項第2号の保守サービス料金を変更することができるものとし、お客様がこの契約を継続することをもって、当該料金の変更を了承したものとみなされます。

2. 消費税等は、契約の有効期間中の改正、廃止等を含めて該当法令に基づいて負担するものとします。

第16条（月額制サービスを利用する場合の特則）

お客様が本ソフトウェアに関する月額制の課金サービス（以下本項において「月額制サービス」といいます。）によるサポート契約を締結して月額制サービスを利用する場合、第13条の定めにかかわらず、当該本ソフトウェアに関するこの契約の有効期間は当該サポート契約の有効期間と同一とし、当該有効期間の経過とともに弊社はおお客様の月額制サービスを停止、切断等を行うことができるものとします。

第17条（遅延損害金）

お客様が弊社に対する金銭債務の支払いを怠った場合、お客様は弊社に対し、支払い期日の翌日から支払いが済む日まで、年14.6%の割合により遅延損害金を支払うものとします。

第18条（連帯保証人）

お客様が弊社に対する金銭債務の支払いを怠った場合、弊社はおお客様に対して当該債務に関する連帯保証人を求め、お客様はただちにこの求めに応ずるものとします。

第19条（損害賠償）

1. この契約に基づく本ソフトウェアの使用許諾または保守サービスの提供を通じ、弊社の責に帰すべき事由により、弊社がおお客様に対し損害等を与えた場合、この契約に特段の定めのない限り、その損害額等について協議のうえ、この契約の解除の有無にかかわらず、本ソフトウェアの購入のためにお客様が弊社に実際に支払を完了した額を限度として、弊社は賠償責任を負うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、弊社は、弊社が予見し、または予見し得た場合を含めていかなる場合も、お客様の逸失利益、付随的損害、結果損害、拡大損害、特別な事情から生じた損害および第三者からおお客様に対してなされた損害賠償請求、その他のことによる影響、損失および損害について、一切責任を負いません。
3. いかなる場合においても損害賠償を含む弊社の責任は、本ソフトウェアについて弊社または販売店にお客様が本ソフトウェアの代金として実際に支払を完了した金額を上限として支払うまでとします。
4. 本条は、債務不履行、瑕疵担保責任、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、すべての損害賠償等に適用されるものとします。
5. お客様が、弊社から許諾された範囲を超えて弊社の製品のテーブル情報等を使用した場合、弊社はおお客様に対し、当該使用の差し止めを請求することができるものとします。

第20条（契約解除）

1. 弊社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、なんらの通知および催告を要せず、ただちにこの契約の全部または一部を解除し、お客様の本ソフトウェアの使用権を終了させることができるものとします。
 - (1) この契約に違反し、またはこの契約に基づく債務であるか否かにかかわらず、弊社に対する債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
 - (2) 振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手について、不渡処分を受け、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があったとき、または租税滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算

手続に入ったとき

- (5) 事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (6) 資本の減少、事業の全部もしくは一部の休止、廃止をなし、または会社が合併によらない解散の決議をしたとき
 - (7) 監督官庁より営業免許もしくは営業登録の取消しまたは営業停止の処分を受けたとき
 - (8) 住所変更の通知を怠る等して、住所または連絡先が不明になったとき
 - (9) 前各号のほか、財産状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき、またはこの契約の継続が著しく困難となる事由が生じたとき
2. お客様は、前項各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を失い、弊社に対しすでに支払った料金の返還を請求できないものとし、未払い分の料金がある場合、これをただちに弊社に対し支払うものとします。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. お客様および弊社は、役員を含む自己が反社会的勢力（暴力団を含みますがこれに限らず、また団体、個人を問いません。）の関係者に該当しないことを表明します。また、当該関係者と取引し、または交際しないことを相互に約するものとします。
2. お客様および弊社は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、ただちにこの契約の全部または一部を解除することができるものとします。
3. 前項に基づいてこの契約を解除した当事者に、当該解除により相手方に損害が生じたことについて賠償する責は生じないものとします。
4. お客様および弊社は、相手方が第1項に違反したことによって損害を被った場合、この契約の解除の有無に拘らず、当該損害の賠償を請求できるものとします。なお、当該損害の額がこの契約に基づく損害賠償の額を超える場合には、各当事者は相手方に対して当該超過額の賠償を別途請求できるものとします。

第22条（契約終了の効果）

1. この契約が終了した場合、弊社はこの契約を終了させてお客様の本ソフトウェアの使用権を滅消させ、お客様はすみやかに、本ソフトウェアの一切をお客様の負担で弊社に返却、破棄、または消去したうえで当該処置の完了を弊社に書面（本項において電子メールによるものを含みます。）により通知するものとし、本ソフトウェアを継続して使用することはできないものとします。
2. この契約の終了後に本ソフトウェアの使用の再開を希望する場合、お客様は、本ソフトウェアを再度購入したうえで、第14条第1項に定める契約料金を支払うものとします。
3. この契約が終了した場合、終了の理由および法的根拠の如何にかかわらず、本ソフトウェアに関して弊社がお客様に提供するすべての保証および保守は終了いたします。
4. この契約が終了した場合、終了の理由および法的根拠の如何にかかわらず、弊社はお客様が本ソフトウェアに対して支払った代金の返却、費用の補償、代替措置に関する対処、その他の対応等を一切行わないものとします。
5. この契約が終了したにもかかわらず、お客様がなおも本ソフトウェアの使用を継続されている場合、またはそのおそれがある場合、弊社はお客様に対し、当該使用の差し止めを求めることができるものとします。

第23条（残存規定）

この契約が終了した場合、終了の理由を問わず第3条乃至第10条、第12条乃至第15条、第17条乃至第26条はなおも効果を有するものとします。

第24条（権利譲渡等の禁止）

お客様は、弊社に許可なく、この契約に基づいて生じる一切の地位、権利および義務の全部または一部について、第三者に譲渡し、もしくは継承させ、または担保に供する等いかなる処分をなすこともできないものとしします。

第25条（適用等の特則）

1. お客様が本ソフトウェアを対価なく使用する場合、この契約の定めを適用または準用するものとしします。
2. 前項の定めにかかわらず、弊社が無償でお客様に提供する本ソフトウェアおよび本ソフトウェアによる損害等について、弊社はなんら保証、保守および賠償を提供する義務および責任を負わないものとしします。

第26条（準拠法、裁判管轄等）

1. この契約の約成立、効力、解釈および履行は、日本国法に準拠するものとしします。
2. この契約に関する紛争について、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。
3. お客様は、一切の国内法（日本国政府または外国政府が定める輸出に関する規制を含みます。）および国際法に違反して、本ソフトウェアを輸出または再輸出することはできません。

第27条（協議解決）

この契約に定めのない事項が生じた場合、およびこの契約に関して疑義が生じた場合、お客様および弊社が協議したうえで、信義誠実の原則に従い解決するものとしします。

この契約書に関するご質問などは、下記にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

株式会社OSK マーケティング部

TEL : 03-5610-1651

2020年9月現在